



2021.7月号

発行

砂川商工会議所  
砂川市西4条北4丁目  
TEL(代)52-4294・FAX52-4296

編集

砂川商工会議所広報委員会  
(通巻 616号)

https://sunagawa-cci.or.jp/  
E-mail:info@sunagawa-cci.or.jp

## 【各種イベント中止のお知らせ】

新型コロナウイルスの影響により、下記のイベントが中止となりますのでお知らせ致します。

【砂川納涼花火大会、ラブ・リバー砂川夏祭り】 【砂川市民まつり(露店)、子供みこし】

【あさひサマーフェスティバル】 【中央商店街盆踊り】 【砂川お祭り広場】

## 北海道特別支援金B

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短要請等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金の対象とならない方々を対象に、別区分の一時金を設け、給付します。

要件 1	①時短対象飲食店等との取引がある事業者 ②外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者 ※対象事業者 飲食事業者(休業・時短要請対象外の飲食店等)、宿泊事業者 旅客・運送業、観光施設運営、小売店(土産物・雑貨店等)、理美容室 マッサージ店、整骨院、エステ店、結婚式場、運転代行業等(対象事業者は 一例ですので、この他に該当になりそうであればご確認をお願いいたします)
要件 2	①2021年4月～7月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比 で30%～50%未満減少した月があること ※売上を前年の比較できない新規開業の方々等への特例措置も実施予定 ※仮に、まん延防止等重点措置等が延長された場合は、対象月の延長を予定
給付額	中小法人等 10万円 個人事業者等 5万円
受付期間	2021年7月2日から9月30日まで
申請方法	電子申請及び郵送申請 ※郵送の場合は、簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡が できる方法)で郵送となります。
必要書類	◎收受日付印の付いた確定申告書の控え ◎2021年4月から2021年7月までの間で、対前年または前々年同月比で 30%～50%未満が減少している月(対象月)の月間事業収入がわかる売上台帳 ◎代表者または個人事業者等が自署した宣誓・同意書 ◎運転免許証(両面)、マイナンバーカード等(個人事業主の場合) ◎履歴事項全部証明書(法人等の場合) ◎通帳の写し ※上記のほか、必要に応じて事務局から追加の書類を求める場合があります

【お問合せ・ご相談】北海道特別支援金コールセンター TEL011-351-4101

【申請・詳細HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

## 緊急事態措置協力支援金【6月分】

措置地域の対象施設のうち、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設(店舗)を管理する事業者を対象に、支援金を支給いたします。

対 象 施 設	飲食店、カラオケ店、結婚式場
要 請 期 間・内 容	<p><u>下記の要請期間・内容の全てにおいて取り組んだ事業者が対象となります</u></p> <p>◎令和3年6月1日(火)～6月20日(日)</p> <p>※6月2日(水)以降からご協力いただいた場合は支給要件を満たしません</p> <p>①営業時間は<b>5時から20時まで</b></p> <p>②酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は <b>11時から19時まで</b></p> <p>③「業種別ガイドライン」を遵守する(<a href="https://corona.go.jp/prevention/">https://corona.go.jp/prevention/</a>)</p>
支 給 金 額	<p>◎中小企業・個人事業者</p> <p>1店舗1日あたりの売上高に応じて、1店舗毎に2.5万円～7.5万円/日または 1店舗1日あたりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日</p> <p>◎大企業</p> <p>1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日</p>
受 付 期 間	令和3年6月21日(月)から8月31日(火)まで【消印有効】
申 請 方 法	<p><b>電子申請(準備中)及び郵送申請</b></p> <p>※郵送の場合は、<u>簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法)で郵送となります。</u></p> <p>【申請書類の郵送先】 〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)6月分係</p>
申 請 書 類	<p>◎申請書及び誓約書(当所でもご用意しています)</p> <p>◎売上高及び営業実態が確認できるもの</p> <p>◎営業に必要な許可を取得していることがわかるもの</p> <p>◎業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの</p> <p>◎要請に応じていただいたことがわかるもの</p> <p>◎口座振替を希望する口座の通帳の写し</p> <p>◎本人確認書類の写し(個人事業者のみ)</p> <p>※下記のいずれかに該当する場合は、提出省略可能な書類があります。 それぞれの場合において省略可能な書類が異なりますので、申請に当たっては、「必要書類チェックリスト」をご参照ください。</p> <p>①5月分を既に申請済みで支給通知を受けた方</p> <p>②5月分を申請中の方</p> <p>③今回、5月分と6月分を同時に申請される方</p>

【お問合せ・ご相談】砂川商工会議所 TEL0125-52-4294

北海道感染防止対策協力支援金事務局 TEL011-350-7377

【申請・詳細HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

「国道一直線花いっぱい運動」  
「もっと花いっぱい運動」スタート!

「国道一直線花いっぱい運動」が5月27日(木)にスタートし、5,000株のマリーゴールドで砂川の街が彩られました。

今年で20年目となるこの事業は、北海道開発局の支援のもと、砂川商店会連合会が主体となり国道12号線の植樹帯を花壇として美化・清掃し、商店街の賑わいと潤いの創出を目的として実施しています。区間は北5丁目から南12丁目までの2,300メートルの間で、商店会のない区域については沿線の町内会、近隣事業所等の協力を受けて事業を実施します。また、毎月第一土曜日を一齐清掃日として、植樹帯を清掃するほか、



中心市街地の美化活動を行う予定です。運動期間は10月14日(木)までの予定になっております。

また、この事業に連動し「もっと花いっぱい運動」が5月26日(水)にスタートし、駅前・市立病院通りと十字街沿線に、2,640株のマリーゴールドの植花及びプランターの設置をしました。こちらは砂川もつと花いっぱい運動推進協議会が行っている事業で、地先の商店主や住民のボランティアの参加を受けながら10月末日まで事業を実施する予定です。きれいな花で彩られた砂川の街をぜひ散策してみてください。

◆小規模企業共済制度のご案内◆

小規模企業共済とは?

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

制度の特色

- ① 安心・確実な国(独立行政法人中小企業基盤整備機構)の共済制度
- ② 税制面で大きなメリット
- ③ 掛金：全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。(1年以内の前納掛金も同様です)
- ④ 共済金・・・退職所得

扱い(一括受取り)または公的年金等の雑所得扱い(分割受取り)

- ③ ライフプランに合わせた共済金の受取方法が選べます
- ④ 事業資金等の貸付制度も充実

加入できる人は?

常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主、共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)及び会社の役員が加入できます。

毎月の掛金は?

掛金月額額は1,000円〜70,000円の範囲内(500円単位)で自由に選べます。

お問い合わせは相談業務課(TEL52-4294)までお願いします。

共済金等の受け取りについて

掛金 毎月 10,000円の場合

(単位:円)

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共 済 事 由 等
掛金合計額	600,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000	3,600,000	
共済金A	621,400	1,290,600	2,011,000	2,786,400	4,348,000	◎個人事業の廃止・死亡(配偶者又は子への事業譲渡含む) ◎個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任 ◎共同経営者の疾病または負傷による退任 ◎会社等の解散 など
共済金B	614,600	1,260,800	1,940,400	2,658,800	4,211,800	◎老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方) ◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 など
準共済金	600,000	1,200,000	1,800,000	2,419,500	3,832,740	◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかった ◎法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く) ◎会社等の役員退任 (疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く) など
解約手当金	■掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額が受け取れます。掛金納付月数が240ヵ月(20年)未満での受取額は、掛金合計額を下回ります。					◎任意解約 ◎掛金を12ヵ月分以上滞納したとき ◎法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった など



### 源泉徴収

#### 事務処理個別相談

納期の特例を申請されている事業所につきましては、7月12日(月)までに、1月～6月分までの源泉徴収の処理をしなければなりません。

当所では、下記の日程で源泉徴収の事務処理個別相談を開催いたしますので、お気軽にご来所ください。

▽日時

令和3年7月6日(火)

7日(水)

午前10時～午後4時まで

▽場所

砂川商工会議所 第1会議室

▽持ち物

○令和3年の源泉徴収簿

○扶養者異動届

○賃金台帳

○印鑑

「納期の特例」とは？

給与等を受け取る者(従業員など)が十人未満の会社や個人事業主は、「源泉徴収所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出して認可を受ければ、源泉徴収した所得税を毎月ではなく、年2回に分けて納付する事ができます。

#### 砂川商工会議所 新入会員の紹介

▽ラーメンけんしろう

代表 渡邊 賢志郎 様



砂川市西2条北1丁目1-8

プレジデント観光ビルF

業種 飲食業

△会議所所属部会▽

サービス部会

▽ダンスクラブ赤い靴

代表 福永 茂樹 様



砂川市西2条南1丁目1-2

山一観光ビル

業種 ダンス教室

△会議所所属部会▽

サービス部会

▽ブーランジェリーラフイ

代表 出合 祐太 様



砂川市東1条南2丁目1-12

業種 製造業

△会議所所属部会▽

商業部会

▽スナックまり

代表 嶋村 政子 様



砂川市東1条北2丁目1-21

業種 飲食業

△会議所所属部会▽

サービス部会

☆ご入会ありがとうございます。

#### 議員職務執行者変更

当所議員職務執行者が変更となりましたので次のとおりお知らせいたします。

▽(株)北海道銀行砂川支店

支店長

葛西 英 剛 様

令和3年6月1日付

#### 委員会のうごき 6月

#### 第3回広報委員会開催

第3回広報委員会が書面にて開催され、次の議案について審議されました。

▽議 事

(1) 掲載記事の検討について

#### 会議所のうごき 6月

3日▼プレミアム商品券販売

(5日まで)

砂川市地域交流センター

ゆう

7日▼プレミアム商品券販売 (30日まで) 会議所

14日▼道商連第184回常議員

会・第194回通常会員

総会合同会議 WEB

15日▼第3回三役会 会議所

17日▼第2回砂商連三役会

会議所

21日▼第3回広報委員会

書面決議

25日▼会員事業所健康サポート

事業(健康診断)

砂川市地域交流センター

ゆう

29日▼第2回砂商連役員会

会議所

#### 会議所のうごき 7月 予定

9日▼第4回三役会 会議所

26日▼第4回広報委員会

会議所

27日▼第2回常議員会 会議所

お買い物は地元商店街で!